

訪問看護ステーションたんぼぼ運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 明るい介護（以下事業者という。）が開設する、訪問看護ステーション たんぼぼ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にあり、主治の医師が必要を認めた高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護事業所の看護職員は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 2 指定介護予防訪問看護事業所の看護職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション たんぼぼ
- (2) 所在地 旭川市永山8条13丁目8番23号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者： 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮監督を行う。また、自らも事業の実施に当たる。
- (2) 保健師、看護師又は准看護師： 常勤換算方法で2.5人以上
看護職員は訪問看護計画書及び訪問看護報告書〔介護予防にあつては介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書〕を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前7時30分から午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時対応が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、心身の状況の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排せつ等日常生活の世話
- (4) じょく瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション

- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

・通常の事業の実施地域の範囲を超えた地点から、片道概ね1kmあたり40円(税込44円)とし、往復走行km数を乗じた金額。

3 診断書等、複写をご希望された場合は、印刷料として1枚10円(税込11円)を徴収する。

4 死後の処置料は、5,000円(税込5,500円)とする。(材料・浴衣代実費負担)

5 前第2項及び第3項、第4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(苦情処理)

第8条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、旭川市とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあつては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための職員等に対する年1回以上の研修を実施する。

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備と窓口の設置

(3) その他虐待防止のために必要な措置

(4) 上記措置を適切に実施するため責任者及び担当者を置く。

2 事業所は、事業の提供中に職員等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業者は、看護職員等に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における

研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成25年4月26日から施行する。
この規程は、平成25年6月21日から施行する。
この規程は、平成25年12月31日から施行する。
この規程は、平成26年6月1日から施行する。
この規程は、平成26年7月1日から施行する。
この規程は、平成26年11月17日から施行する。
この規程は、平成27年1月21日から施行する。
この規程は、平成27年2月3日から施行する。
この規程は、平成27年3月21日から施行する。
この規程は、平成27年4月21日から施行する。
この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成27年8月10日から施行する。
この規程は、平成27年8月21日から施行する。
この規程は、平成27年10月1日から施行する。
この規程は、平成27年10月2日から施行する。
この規程は、平成28年1月1日から施行する。
この規程は、平成28年2月12日より施行する。
この規程は、平成28年4月1日より施行する。
この規程は、平成28年4月11日より施行する。
この規程は、平成28年6月13日より施行する。
この規程は、平成28年7月23日から施行する。
この規程は、平成28年9月21日から施行する。
この規程は、平成28年9月30日から施行する。
この規程は、平成28年10月3日から施行する。
この規程は、平成28年11月10日から施行する。
この規程は、平成28年11月14日から施行する。
この規程は、平成28年11月19日から施行する。
この規程は、平成28年12月1日から施行する。
この規程は、平成28年12月23日から施行する。
この規程は、平成29年1月15日から施行する。
この規程は、平成29年2月21日から施行する。
この規程は、平成29年5月8日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年5月1日から施行する。
この規程は、令和6年11月27日から施行する。